

建材情報交流会

- 建築材料から“環境”を考える -

第11回 “高齡化社会 PART- ー福祉のまちづくり”

「大阪府の福祉のまちづくりについて」

大阪府 建築都市部 建築指導室 建築企画課
福祉タウン推進グループ 井本 毅



大阪府の福祉のまちづくりについて

- 改正ハートビル法について
- 大阪府の福祉のまちづくり条例について
- 大阪府の福祉のまちづくりについて
(事業、施策)



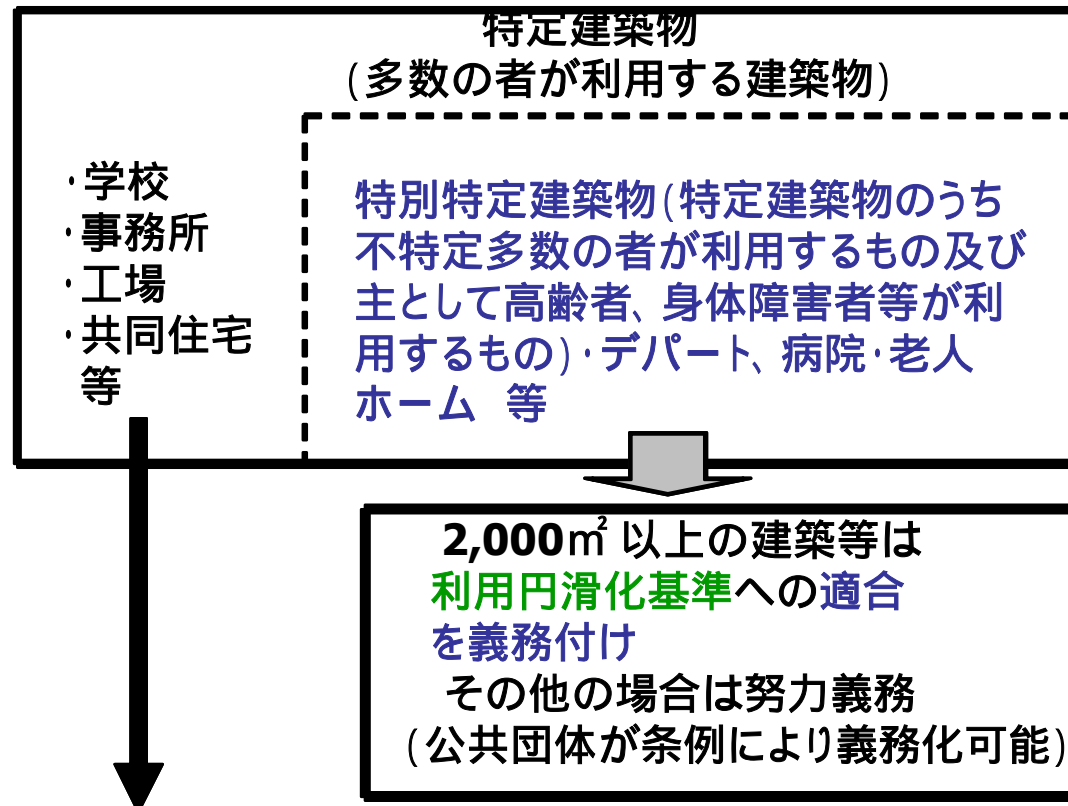
改正ハートビル法の概要について

- 制定日、施行日

- ・ 平成6年6月29日制定、同9月28日施行
- ・ 平成14年7月12日改正公布、平成15年4月1日改正法施行

2、平成14年改正の要旨

・ <ハートビル法に基づく、バリアフリー化の義務付け措置の概要>

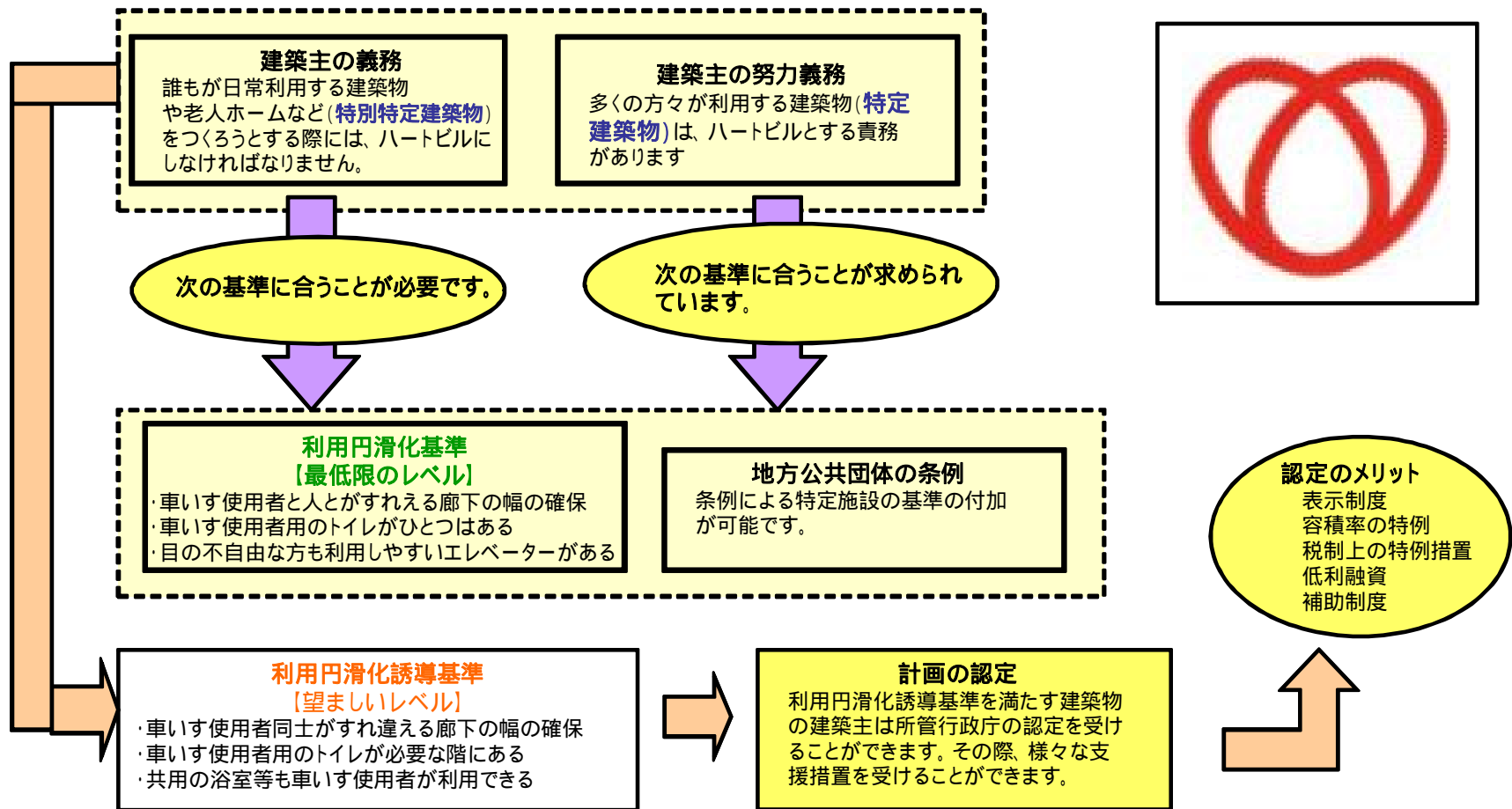


利用円滑化基準への適合:努力義務(公共団体が条例により義務化可能)

3、対象建築物（例）

特定建築物	特別特定建築物	参考:改正前の特定建築物
1.学校	1.盲学校、聾学校又は養護学校	
2.病院又は診療所	2.病院又は診療所	1.病院又は診療所
6.卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	5.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
8.事務所	8.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	16. 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
9.共同住宅、寄宿舍又は下宿		
10. 老人ホーム、 保育所 、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	9.老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、身体障害者等が利用するものに限る。)	
11. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	7.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

4、改正ハートビル法の仕組み



5、基準について（抜粋）

- ・利用円滑化基準（最低限のレベル）
- ・利用円滑化誘導基準（望ましいレベル）

（例）

出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにすることが必要。
出入口の幅と前後のスペースを確保。

玄関出入口の幅（1以上）	80cm以上	120cm以上
居室などの出入口	80cm以上	90cm以上

廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保。

廊下幅	120cm以上	原則180cm以上
-----	---------	-----------

エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要。
車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様とする。

出入口の幅	80cm以上	90cm以上
かごの床面積（一定の建物の場合）	1.83㎡以上	2.09㎡以上
乗降ロビー	150cm角以上	180cm角以上

トイレ

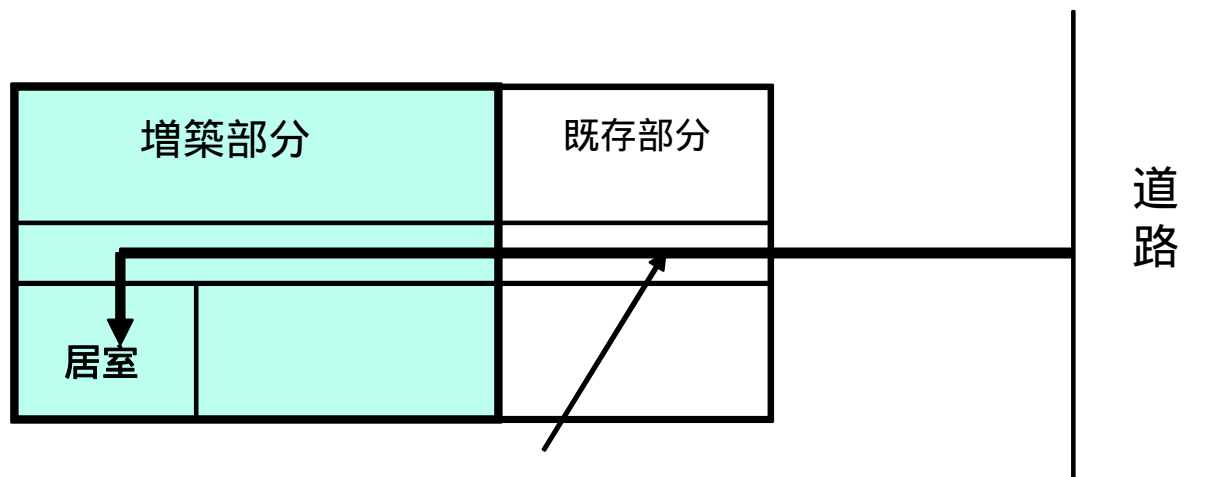
トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要。
車いすを使用する方が使える十分な広さの便房を設け、わかりやすく表示する。

車いす使用者用便房の数	建物に1つ以上	各階ごとに原則2%以上
床置き式小便器等の数	建物に1つ以上	各階ごとに1つ以上

6、増築等の場合

増築等の部分とその部分に至る経路（利用円滑化経路）が基準の適用範囲となる。

なお、増築等の範囲にかかわらず共用の便所、駐車場などを設ける場合には、一以上車いすを使用する方などが利用できるようにする必要がある。



利用円滑化経路等が基準の適用範囲



7、ハートビル法に関する問い合わせについて

融資等の問い合わせ先

【税特例、補助について】

国土交通省住宅局建築指導課 : 03 - 5253 - 8111

URL : <http://www.jaeic.or.jp/hyk/>

【融資制度について】

- 日本政策投資銀行本店都市開発部 03 - 3244 - 1714
- 沖縄振興開発金融公庫東京本部総務部 03 - 3581 - 3241
- 中小企業金融公庫業務部特別貸付課 03 - 3270 - 1287
- 国民生活金融公庫東京相談センター 03 - 3270 - 4649

ハートビル法に基づく規制・認定等の問い合わせ先

建築確認を行う行政庁（都道府県、市町村、特別区）にお問い合わせください。

その他

ハートビル法逐条解説2003（日本建築行政会議）



大阪府の福祉のまちづくり条例の概要について

- 1、目的

福祉のまちづくりに関し、府及び事業者の責務並びに府民の役割を明確にするとともに、府の基本方針を定めてこれに基づく施策を推進し、及び都市施設を安全かつ容易に利用することができるよう整備し、もって自立支援型福祉社会の実現に資することを目的とする。



2、制定日、施行日

- 平成4年10月28日交付、平成5年4月1日施行

(改正)

平成7年3月17日交付、平成7年10月1日施行

平成7年3月17日交付、平成8年4月1日施行

平成12年3月31日交付、平成12年4月1日施行

平成14年10月29日交付、平成15年4月1日施行



3、平成14年改正の要旨

改正の目的

条例施行後の急速な高齢化の進展、障害者の社会参加意識の高まり、交通バリアフリー法の施行等の社会的変化や、それに伴うニーズに対応するため

改正の基本的な方向

- より幅広い対象者への配慮
- 特定施設の拡大（対象規模の引下げ、追加）
- 整備基準の追加
等

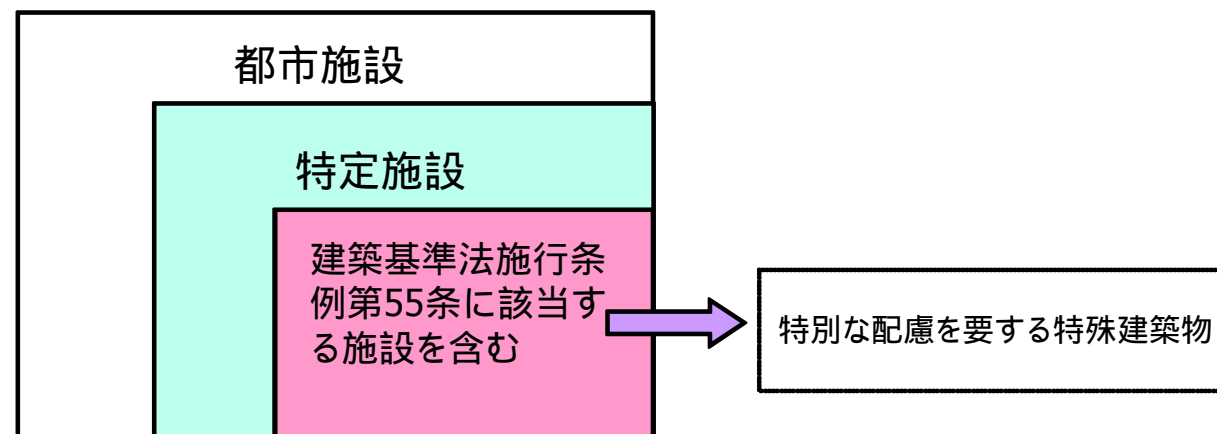
4、福祉のまちづくり条例の対象施設

都市施設：

- ・不特定かつ多数の人の利用に供する建築物、道路、公園、駐車場、旅客施設すべて。規模の大小、既存、新設問わない。
- ・整備基準に適合するよう努めなければならない。

特定施設：

都市施設のうち、事前協議や、改善計画の作成等の手続が必要な施設。

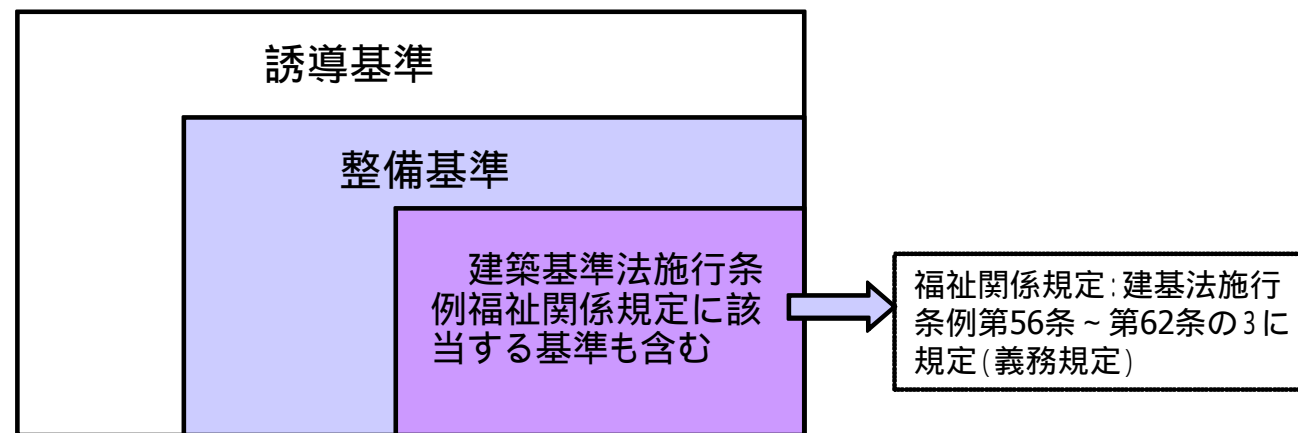


対象施設(例)

用途等	規模	事前協議先
学校	すべて	最寄りの市町村
病院、診療所、公会堂、集会場		
児童・老人福祉施設		
飲食・物販店を営む店舗		
共同住宅	200㎡を超えるもの	最寄りの市町村
事務所(官公庁舎、電気・ガス営業所、銀行等)	50戸超又は2000㎡を超えるもの	
公衆便所、集会所	すべて	
コンビニエンスストア	100㎡を超えるもの	
旅客施設、地下街	すべて	大阪府

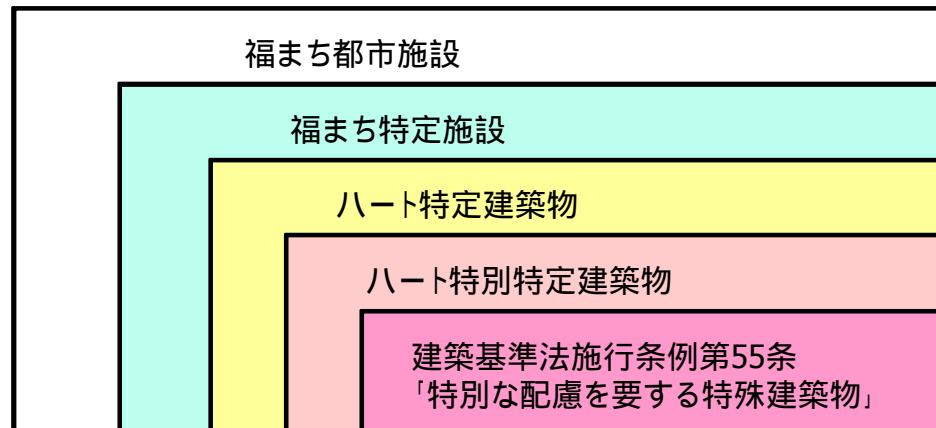
5、基準について

- 整備基準：最低限の基準
- 誘導基準：望ましい基準
- 適用部分：都市施設のうち不特定多数のもの利用に供する部分
(出入口、廊下、階段、EV、WC等)

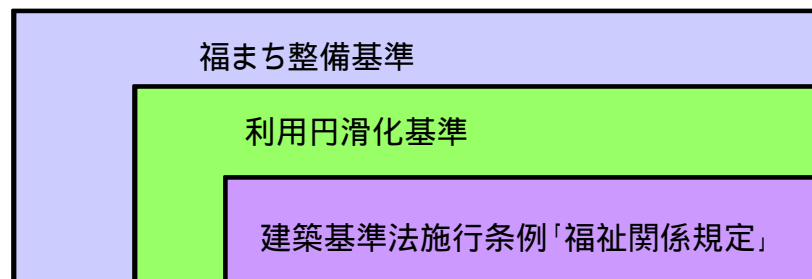


6 . ハートビル法と、大阪府福祉のまちづくり 条例及び建築基準法施行条例との関係

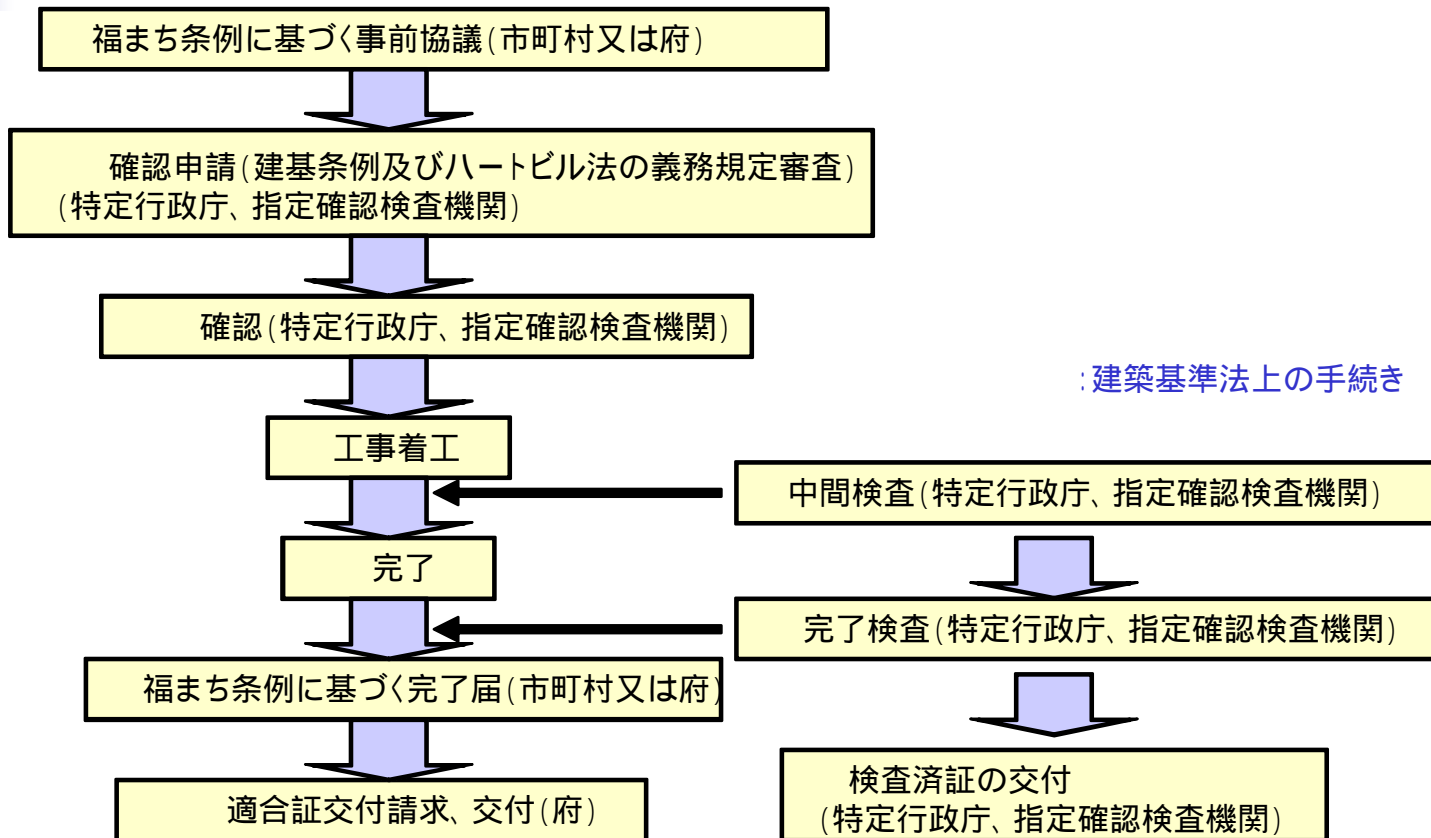
■ 対象施設



■ 基準



7. 手続の流れ



8 . その他の制度

- 整備基準適合証交付制度

整備基準に適合した都市施設には規模の大小、新設・既設を問わず「適合証」を交付している。この適合証は、すべての人々が安心して利用できる施設の指標となるもの。



- 都市施設改善資金利子補給金制度

民間事業者が金融機関等から融資を受けて既存都市施設を福祉のまちづくり条例整備基準に基づき改善する場合に利子補給を行なう。



9、問い合わせ先等

- 大阪府建築都市部建築指導室
建築企画課 福祉タウン推進グループ
： 0 6 - 6 9 4 1 - 0 3 5 1

又は
最寄りの市町村の福祉のまちづくり担当課
- その他
大阪府福祉のまちづくり設計マニュアル（大阪府建築士会）



大阪府の福祉のまちづくり（施策、事業）

1 都市施設の整備・改善

(1) 府有施設の整備・改善状況

ア 新築（改築）府有建築物

(ア) 府営住宅の供給

（あいあい住宅、シルバーハウジング、MAIハウス）

(イ) 既存の府営住宅を活用したグループホームの供給

（知的障害者、精神障害者が世話人の支援を受けながらの共同生活の場）

(ウ) ふれあいハウジングの推進

（高齢者の「ふれあいの場」（厨房、だんらん室等の共同施設）の整備）

イ 既存施設の改善状況

(ア) 府有建築物のまちづくり条例適合状況

（整備基準の適合状況調査と改善の促進）

(イ) 府が管理する道路の整備

（歩道幅員の確保、段差解消、誘導ブロックの整備）

(ウ) 公園緑地整備事業

（らくらく1ルート）

(エ) 府営住宅の改善

高齢者向け改善（住戸内の高齢化対応）

中層エレベーターの設置（中層住宅にEVの設置）

団地内通路等の段差整備（スロープ整備、手すりの設置等）

車いす常用者世帯向け改善（既存住戸の車いす常用者世帯向け改善）



1、都市施設の整備・改善（続き）

ウ その他の改善状況

- (ア) 信号機の視覚障害者用付加装置の整備
(青時間帯に音響の発信)
- (イ) 高齢者等感应式信号機の整備
(横断歩行秒数が通常より5～10秒長くなる信号制御システム)
- (ウ) 音声付歩行者感知信号機の整備
(歩行者のセンサー感知、音声案内の信号制御システム)
- (エ) 府道緑化事業「安全で人にやさしい府道緑化事業」
(車いす配慮の植樹ます整備等)

(2) 市町村施設の整備・改善状況

(既存市町村施設の適合状況調査、施設改善の促進の要請)

(3) 民間施設

ア 新設施設

- (ア) 事前協議
(整備基準適合への事前指導)
- (イ) 完了届け



1、都市施設の整備・改善（続き）

イ 民間既存施設

（ア）適合状況調査

（イ）改善計画

（ウ）定期報告

（2年に一回の既存民間施設の改善状況の定期的な報告の要請、改善状況の把握）

ウ 民間施設の整備・改善の促進

（ア）都市施設改善資金利子補給金等交付制度

（既存都市施設の改善の際の利子補給制度）

（イ）鉄道駅舎へのエレベーター設置

鉄道駅舎へのエレベーター補助制度

（鉄道事業者が行なう鉄道駅舎へのEVの整備に対する補助）

連立事業に伴う鉄道駅舎へのエレベーター等の設置

（駅舎の高架化に伴うEV等の整備の促進）



1、都市施設の整備・改善（続き）

（ウ）民間住宅の誘導

特定優良賃貸住宅供給促進事業

大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度

高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業

（住宅共用部分や住戸専用部分の段差解消、手すり設置等のバリアフリー化の誘導、補助）

高齢者入居登録住宅バリアフリーリフォーム事業

（高齢者入居登録住宅の高齢化向け改善工事に対する補助）

高齢者・障害者向け住宅改造建築技術者研修事業

（エ）高齢者住宅改造助成事業

（高齢者向け住宅改造助成事業を実施する市町村に対する補助）

（オ）重度障害者等住宅改造助成事業

（重度障害者向け住宅改造助成事業を実施する市町村に対する補助）

（4）整備基準適合証の交付等

ア 適合証の交付

イ ハートビル法による認定



2 福祉のまちづくり関連計画、委員会等

3 広報・公聴

2 福祉のまちづくり関連計画、委員会等

- (1) 第3次大阪府障害者計画
- (2) 大阪府福祉のまちづくり推進委員会
- (3) 福祉のまちづくり近畿ブロック協議会
- (4) 府有建築物福祉整備庁内連絡調整会議
- (5) 大阪府福祉のまちづくり市町村連絡会議

3 広報・公聴

- (1) 「大阪・心ふれあうまちづくり賞」の実施
- (2) 府民・事業者への啓発・PR
 - ア インターネットホームページによる情報提供
- (3) 研修会・講習会の開催・参画